

北朝鮮による弾道ミサイル発射に抗議する決議

十月四日、北朝鮮は弾道ミサイルを発射し、青森県付近の我が国上空を通過する形で太平洋上に落下した。これは、関連する安保理決議や日朝平壤宣言に違反するものであり、このような北朝鮮の行為に断固として抗議する。

北朝鮮は、今年に入ってから弾道ミサイルを計二十回にわたって発射しており、これらの高い頻度で続く一連の挑発行動は、国際社会に対する深刻な挑戦である。このような中で、平成二十九年九月十五日以来、およそ五年ぶりに我が国上空を通過する弾道ミサイルを発射した。これらは、我が国の安全保障にとって重大かつ差し迫った脅威であるとともに、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものである。また、航空機や船舶の安全確保の観点から極めて問題のある危険な行為であり、断じて容認できない。

本院は北朝鮮に対し厳重に抗議し、最も強い表現で非難する。更なる挑発行動を中止し、核・弾道ミサイル開発計画を直ちに放棄するよう強く求める。

国際社会は、国連安保理決議等を踏まえ、結束した外交努力を展開し、平和的に解決すべきである。

加えて、政府においては、日米韓の情報共有を含む連携を強化し、国民に対して的確な情報提供を行うとともに、我が国の平和と安全の確保、国民の安全・安心の確保に努め、万全の措置を講ずるべきである。併せて、米国、韓国等と緊密に連携し、北朝鮮に挑発行動の自制を強く求めるべきである。同時に我が国独自の制裁の徹底及び強化を図るべきである。

北朝鮮の核・ミサイル問題のみならず、拉致問題も我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる最も重大な問題であり、国際社会が結束して北朝鮮による核、ミサイル、そして、最重要課題である拉致問題の包括的かつ早急な解決を図るべく、政府の総力を挙げた努力を傾注し、もって国民の負託に応えるべきである。

右決議する。